

倉吉市上下水道局告示第12号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定による給水装置工事の事業及び倉吉市公共下水道条例（昭和53年倉吉市条例第18号）第8条の9の規定による排水設備工事の営業を廃止する旨の届出があったので、倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号）第9条及び倉吉市排水設備指定工事店規程（令和2年倉吉市上下水道局企業管理規程第4号）第9条の規定により告示する。

令和7年11月14日

倉吉市長 広田 一恭

1 指定を廃止する者

指定番号 倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者第168号
倉吉市排水設備指定工事店第148号
所在地 烏取県八頭郡八頭町才代85
名 称 株式会社 田渕工業
代表者 代表取締役 田渕喜行

2 廃止した日

令和7年10月27日